



CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2020 DEC (Vol.44)

CONTENTS

海外シェアリングビジネスのススメ	2
太陽グラントソントン パートナー 公認会計士 美谷 昇一郎氏	2
新興国ニュース 第44回 中国・インドネシア・メキシコ最新ビジネス情報	4
株式会社東京コンサルティングファーム	4
【オムニバス法制定によるビジネスへの影響】＜インドネシア＞	8
PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ) 加藤 豪氏	8
タイ税務の最新情報	11
Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	11
インドの財務報告にかかる内部統制	14
MBG コーポレートサービス (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
エグゼクティブダイレクター 山根 亜紀子氏	14
移転価格新制度「サーチャージについて」＜マレーシア＞	16
Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
Managing Director 加藤 芳之氏 (日本国公認会計士)	16
Tax Administration Law の施行による変化＜ミャンマー＞	18
Hongo Tsuji Tax & Accounting Myanmar Co., Ltd.	18
(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー) 平井 琢磨氏	18
国家安全法と Covid-19 と DX (デジタルトランスフォーメーション) ＜香港＞	20
香港マイツビジネスコンサルティング 米国公認会計士 宮本 一氏	20
韓国駐在員日記	23
スターシア (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
公認会計士 公認不正検査士 申原 侑祐 (ノブハラ ユウスケ) 氏	23
2021年 中国の休日 株式会社中国銀行 上海駐在員事務所	25



株式会社 中国銀行
岡山県岡山市北区丸の内1-15-20
TEL:086-234-6539
香港支店 cbk_hkbr@fr-chugin.jp
シンガポール駐在員事務所 cbk_sgrep@fr-chugin.jp
ニューヨーク駐在員事務所 cbk_ny@fr-chugin.jp
上海駐在員事務所 cbk_sh@fr-chugin.jp
バンコク駐在員事務所 cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外シェアリングビジネスのススメ

太陽グラントソントン

パートナー 公認会計士 美谷 昇一郎氏

現在の市場主義経済においては、モノの所有することを人々の幸福度を測る価値メジャーとして考えてきました。例えば高度成長期時代の「三種の神器」、小さいながらも自分の持ち家を持つこと、さらに富裕層になれば、別荘、クルーザー、外車を保有するなどです。一方、企業が利益を上げ成長を続けていくためには、当然、消費者に商品・サービスを継続的に購入してもらう必要があるため、継続してバーゲンセールを行う訳ですが、消費者は必ずしもそのモノが必要でなくとも購買欲を刺激されて購入していくと、結果として過剰所有や過剰消費が生まれることになります。これは、個人の消費行動に見られることだけでなく、法人の投資行動においてもさまざまな領域で遊休資産や不稼働資産があるにも関わらず、どんどんと二重、三重の投資を行い、またその投資回収効果をよく分析しないまま、次の投資を行ってきた事例は少なくないでしょう。

日本の企業は、その多くが複数の事業を手掛けているため、企業組織において一定の事業部制を取っています。この事業部制はそれぞれの事業価値の最大化を図ろうとする個別最適を追求する意味で、企業業績をアップする最適な企業組織と言えます。なぜなら、あまり全体最適を強く押し出し過ぎて社内での横の調整を強く行いますと、各事業部が天井知らずに成長しようとする旺盛な意欲をとすると削ぎかねないからです。しかし、逆に事業部がそれぞれ勝手に投資行動をしていて企業全体の調整機能が働かないと、各事業部が似たような投資を行っていて、その不効率さに気付いていないケースも出てきます。たとえば、海外のある国に複数の販売現地法人を持っている企業

からご相談を受けたことがあります。これは、その国で販売活動を行いたい A 事業部と B 事業部と C 事業部がそれぞれ事業部間の連携や相談をせずに海外現地法人を設立してしまったためです。この方が事業部間のさまざまな調整を行う手間や、共通経費や共通資産の配分ルールなどを考えなくてもよいというメリットはある一方で、会社全体を見ている経営者からしますと不合理そのものではないでしょうか。日本企業の営業利益率や ROI などが欧米諸外国のそれらと比較して、大きく見落とりし、企業経営の効率性が課題となっていることはよく言われるところですが、日本企業のこうした縦割り組織の不効率性が大きな原因になっているのではないのでしょうか。

すでに世界的には、シェアリングエコノミーが急速に広がっていますが、日本でも既に多様な領域でシェアリングエコノミーのサービスが始まっています。シェアリングエコノミー協会が作成している「シェアリングエコノミー領域 map」によれば、(1)「シェア×空間」(ホームシェア・駐車場・会議室)、(2)「シェア×モノ」(フリマ・レンタル)、(3)「シェア×移動」(カーシェア・ライドシェア・シェアサイクル)、(4)「シェア×スキル」(家事・介護・育児・知識・料理・教育・観光)、(5)「シェア×お金」(クラウドファンディング)——という 5 つのシェアリングエコノミー領域があげられています。これからの企業経営において、これらのシェアリングサービスの考え方を応用できる分野はないのでしょうか。

シェアードサービスという言葉は聞かれたことがあるかも知れません。シェアードサービスとは、総務、経理、人事、採用、法務、情報システム、営業事務といったグループ内の複数企業に重複して存在する間接部門を、企業間で共有する仕組みのことを言います。重複している部門を一つにまとめるか、一つの会社が代表してその部門を保有



し他の会社の業務を業務委託により引き受けるかによって、間接コストの削減、業務の効率化、ノウハウの蓄積、専門性の向上などを指すものです。シェアードサービスでは、とにかくコスト削減が目指されがちですが、実は最近の人材市場では、特に経理や法務といった専門的知識が必要な人材を確保することが困難（そもそもの母集団が少なくなっていることと、それにより同人材の給与相場が上昇していること）なため、専門的な人材や知見をグループ間で共有することにより、高スペックの管理人材を採用することが可能になるということも、シェアードサービスの大きな目的になっています。前述の1か国に複数の事業部がそれぞれ海外現地法人を設立していたという事例においても、販売機能を1社に統合するためには社内調整が必要になるかも知れませんが、間接部門を1つの会社に寄せて、他の会社は間接業務委託を行うことは比較的容易に出来ると思いますし、それにより間接人員を徐々に減らしていくことでコスト削減を進めることも出来るはずです。

ここまでの話は、1社グループ内での複数事業部間や、複数海外拠点間の業務シェアリングでしたが、これを複数企業間でのシェアリングに応用できないでしょうか。以前、ある県の焼酎組合さんとお話をしたことがあります。この焼酎組合では、その組合員の焼酎メーカーから中国上海で自社の焼酎を販売していきたいが、1社では中国のデパートで販売棚を確保することが資金的にも非常に難しい、どうしたらいいか、という相談があったそうです。そこで、複数の焼酎ブランドで販売資金を出し合って中国のデパートの棚を確保し、

販売を行っていく、その束ね役に焼酎組合になってもらうというアイデアをご提案し、その後、うまく中国上海での販売にこぎつけられたところがありました。複数がまとまって『日本ブランド』として販売することで、小売に対する交渉力も強くなりましたし、事前に行った市場リサーチコストなどもシェア出来たり、海外マーケットでの特有の情報やトラブルも共有することが出来たそうで、各焼酎メーカーに多くのメリットがあったようです。

もちろん、複数の企業がシェアリングビジネスを海外で行おうとしますと、企業間の社内情報の守秘をどうするかという問題があります。たとえば、1社が代表して間接業務を行い、他社がそこに相乗の形を取った場合、ここでの他社からしますと、代表会社に自社の営業数字など手の内を明かすことになり、これでは競合企業同士がシェアリングすることは、難しいかも知れません。しかし、その機密情報以外で共有化できるインフラ、たとえば物流や共同購買などをうまくシェアリングできる仕組みを考えることが出来れば、各社間でかなりメリットが出せ、結果として海外市場で競争力のあるビジネスモデルを構築することが出来るのではないのでしょうか。日本国内の市場と異なり、海外では中国勢などが価格や資金力などで厳しい競争を繰り広げています。そうした中で『日本ブランド』の存在感を出していこうとすれば、シェアリングビジネスの発想を生かして、単独進出より効率性の高いシェアリングビジネスモデルを検討することは非常に有意義なのではないかと思います。

太陽グラントソントン（グラントソントン加盟事務所）

グラントソントンは、世界130カ国以上・700以上の拠点を有する国際会計事務所ネットワークです。太陽グラントソントン（太陽有限責任監査法人、太陽グラントソントン税理士法人、太陽グラントソントン・アドバイザーズ株式会社）が、グラントソントンの日本メンバーとして、国際水準の監査の他、会計、税務、企業経営全般のコンサルティングサービスをご提供しております。

【国内拠点】 東京事務所、大阪事務所、神戸オフィス、名古屋事務所、北陸事務所、福井オフィス、富山オフィス
【ジャパンデスク】 中国（北京、上海、広州/香港）、インド、インドネシア、シンガポール、タイ、台湾、フィリピン、マレーシア、ベトナム（ホーチミン、ハノイ）、オーストラリア、米国（シカゴ、ニューヨーク、アーバイン）、メキシコ、フランス、アイルランド、英国。

詳細は太陽グラントソントンWebサイトをご覧ください。 <http://www.grantthornton.jp>

新興国ニュース

第44回 中国・インドネシア・メキシコ最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回は中国・インドネシア・メキシコの最新情報をお届けします。

ぜひご一読ください。

中国

「中華人民共和国都市維持建設税法」と「中華人民共和国都市維持建設税暫定条例」の比較及び変更について

2021年9月1日施行。1985年2月8日に国务院より発布された《中華人民共和国都市維持建設税暫定条例》は同時に廃止されます。《中華人民共和国都市維持建設税法》（以下《都市維持建設税法》と略称する）は、《中華人民共和国都市維持建設税暫定条例》（以下《都市維持建設税暫定条例》と略称する）と比較し下記内容に変更がありました。都市擁護建設税法の施行期日は2021年9月1日であり、今後、両税法の関連規定が公布されますので、その時点でさらに具体的な税務処理が明確になります。

(1) 徴収範囲を「国内」と明確化

《都市維持建設税法》	《都市維持建設税暫定条例》
第一条 中華人民共和国国内で増値税、消費税を納付する単位と個人を都市維持建設税の納税人とし、本法律の規定に基づき都市維持建設税を納付しなければならない。	第二条 製品税、増値税、営業税を納付する単位と個人を都市維持建設税の納税義務人とし（以下「納税人」と略称する）、本条例の規定に基づき都市維持建設税を納付しなければならない。
第三条 輸入貨物或いは国外単位と個人が国内で役務、サービス、無形資産の販売時に納付する増値税、消費税額に対し都市維持建設税を徴収しない。	

(2) 課税ベースの計算について期末未控除留保・還付税額を控除することを明確化

《都市維持建設税法》	《都市維持建設税暫定条例》
第二条 都市維持建設税の計算根拠に関しては、規定に基づき増値税の期末未控除税額の還付された税額を控除しなければならない。	なし

(3) 納税人の所在地の具体的な場所は各省、自治区、直轄市より確定されることを明確化

《都市維持建設税法》	《都市維持建設税暫定条例》
第四条 納税人の所在地とは、納税人の住所、または納税人の生産经营活动に関するその他の場所を指す。具体的な場所は各省、自治区、直轄市に確定される。	なし

(4) 納税額の計算方法を更に明確化

《都市維持建設税法》	《都市維持建設税暫定条例》
第五条 都市維持建設税の納税額=課税ベース×適用税率	なし

(5) 特殊な状況に対しての減税・免税の処理を規定

《都市維持建設税法》	《都市維持建設税暫定条例》
第六条 国民経済と社会発展の必要性に応じ重大公共基礎施設の建設、特殊産業と集団、及び重大緊急事件の対応などの状況に対し、国务院は都市維持建設税の減税または免税を規定でき、全国人民代表大会常務委員会に備案の手続きを行う。	なし

(6) 納税義務の発生時期、源泉徴収義務者の規定を更に明確化

《都市維持建設税法》	《都市維持建設税暫定条例》
第七条 都市維持建設税の納税義務の発生時期は、増値税、消費税の納税義務の発生時期と一致する。増値税、消費税を納付すると同時に都市維持建設税を納付する。	第五条 都市維持建設税の徴収、管理、納税、奨励・処罰等の事項に対しては、製品税、増値税、消費税の関連規定を参照し、処理する。
第八条 都市維持建設税の源泉徴収義務者は増値税、消費税の源泉徴収義務を負う単位と個人であり、増値税、消費税を源泉徴収すると同時に、都市維持建設税を源泉徴収する。	

(7) 都市維持建設税の専門用途に関する規定の取り消し

《都市維持建設税法》	《都市維持建設税暫定条例》
なし	第六条 都市維持建設税は都市の公用事業と公共施設の維持・建設に使用される。具体的な手配は地方人民政府より確定する。第七条 本条例の第四条第三項により納付された税金は、鎮の維持と建設に使用される。

なお、税率に変化はありません。

納税人所在地	税率
市区	7%
県、鎮	5%
市区、県または鎮以外	1%

出典：

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n365/c5155445/content.html>

インドネシア

「VISA の取得に関する内容」

現行の取得フローが変更となり e-VISA へ

2020 年 10 月の中旬に、イミグレーションより現行の VISA 取得プロセスが変更となる旨の通達がありました。

以下が、10 月以前の手続き 10 月以降の手続きの違いとなります。

<10 月以前の手続き>

- ① 外国人雇用計画書(RPTKA)の申請
- ② 外国人雇用補償金(DRPTKA)の支払い
- ③ ビザ発給許可(VTT)の取得
- ④ 大使館でビザの申請/受領

<10 月以降の手続き>

- ① 外国人雇用計画書(RPTKA)の申請
- ② 外国人雇用補償金(DRPTKA)の支払い
- ③ メールにて e-VISA の受領

今回の変更により以前 VTT が発行されていたタイミングで、e-VISA が発行されるため大使館での VISA 申請の手続き分だけ取得期間が短くなりました。また、VISA の取得のために更新の度に日本やシンガポールなどで在外公館手続きを行っていた方は、この手続きが不要になるためかなり VISA の取得が簡素化されたと思われます。

コロナ期間中に失効した VTT(TELEX)、VISA の取り扱い

現在までに弊社で取得した情報によると、コロナ期間中に失効した VTT(TELEX)、VISA に関しては Re-Activation を行ったものでも無効となります。その為、今後インドネシアへビジネスでの来尼をお考えの際は、再度新規 VISA(e-VISA)の取得手続

が必要となります。

また、8月～9月ごろに取得した TELEX 及び VISA は有効であり、VISA の取得及びインドネシアへの入国が可能となります。

※弊社にて新手続き開始後、C312VISA による入国実績あり

ITAS の期限後れの入国については 12 月 31 日までとされていますので更新手続きも加味しますと、11 月下旬から 12 月上旬には再入国し ITAS の更新手続きを行うことを推奨します。

現在入国可能な VISA について

インドネシアへの入国に関しては、C312、B211A、B211B などの VISA に加え APEC カード保持者の入国も許可されています。そのため、進出を検討中で現地の視察を希望している企業様や、現地法人の状況を確認しに行きたい日本の管理部門の方なども、以前に比べ入国するハードルは大幅に低くなっています。

また、入国の際に PCR 検査の陰性結果(鼻・唾液どちらでも可)、健康証明書があれば入国手続きは 30 分ほどで完了します。

メキシコ

「メキシコにおける決算準備」

メキシコでは、1 月 1 日から 12 月 31 日が課税期間となっており、翌年の 3 月 31 日までに確定申告を行う義務があります。

今回は、税金計算で損をしないためにも確定申告を行う前に事前に対応すべき点について解説していきます。

まず、会計データを見る際は、BS (貸借対照表) を見た上で PL (損益計算書) を見ていくという順番が好ましいです。

またメキシコの税務会計において一番に注意しなければならないことは、前年度に発行され、処理漏れとなった Factura (費用) 等は翌年度に損金参入させることが難しいという点です。

そのことから以下の項目に注意する必要があります。

①前払費用や立替金等、資産科目に不審な科目がないか (BS)

請求書が自社宛に発行され、支払も既に完了しているにも関わらず会計士が請求書のみ確認していなかった場合、メキシコの会計士によっては、前払費用や立替金等の資産科目でずっと残しているケースが多く見られます。

年度を超えてしまった場合、時間が経てば経つほど前払費用から損金参入費用として計上するのが難しくなります。

特に金額が大きくなると、SAT (国税庁) から指摘されるリスクも増え、場合によっては、過去分の費用を損金参入費用に振り返ることによってペナルティが課せられる可能性もあります。

そのため、資産科目に上記の様な数字がないか確認する必要があります。

上記の対処方法としては、過去の請求書や Factura をキャンセル処理してもらい、再度今年度において再発行をして頂くことがあげられます。

②未回収債権の貸倒損失の処理 (BS)

前提として貸倒損失を損金算入させる場合には、回収が不可能であると判断できることが条件となります。(メキシコ所得税法 25 条より)

判断基準としては、メキシコ所得税法の 27 条 XV 項に記載されております。

1) 元本が 30,000UDIS を超えない場合

- ⇒ 発生した月から 1 年が経過した場合に貸倒損失として認められる。
但し、これを適用させるためには、債務者が未払金を益金算入させる必要があります。

2) 元本が 30,000UDIS を超える場合

- ⇒ 裁判などで訴えを起こし、債権者が支払いの意思がないことを証明するものがが必要です。

3) 債権者が倒産手続きを宣言した場合や債権者の資産が不足していることが明らかになっていること

UDIS(Las Unidades de Inversión)というのは毎月 10 日と 25 日にメキシコ中央銀行で公表されている数字になり、債権発生時のレートを使用し計算します。

<https://www.banxico.org.mx/SieInternet/consultarDirectorioInternetAction.do?accion=consultarCuadro&idCuadro=CP150§or=8&locale=es>

2020 年 8 月時点の UDIS
 $6.5188 \times 30,000 = 195,564\text{MXN}$

また上記の条件を満たし、貸倒損失を損金算入させる場合、当該債権の発生した月から翌年(2021 年)の 2 月 15 日までに SAT へ申告する必要があります。

③2020 年において発行された Factura に作成ミスがないか(PL)

前提として Factura に記載ミスがあった場合、(例: RFC が 1 文字違うなど) 損金算入費用として計上が出来なくなります。

当年度において再発行してもらえるのであれば問題はありますが、年度を跨いでしまった場合

は、2020 年度の損金算入費用として計上させることは出来ず、2021 年度の損金算入費用にするか、2020 年度において損金不算入費用とするかの 2 択となってしまいます。

但し、2021 年度の損金算入費用とする場合でも、サプライヤー等に Factura を再発行してもらうことが前提となりますので注意が必要となります。

上記 3 つの留意点の中でも特に 2020 年は、コロナウイルスの影響もあり、債権がなかなか回収できない日系企業が増えています。貸倒損失処理を行うことによって月次平均貨幣性資産の額が異なり、課税所得を計算する上でのインフレ調整にも影響を及ぼす可能性があります。

どのように対応するべきかについては、事前に専門家に確認することをお勧めします。

以上

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 27 各国に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている

また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している

問合せ先: f-info@tokyoconsultinggroup.com

【オムニバス法制定によるビジネスへの影響】＜インドネシア＞

PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ)

加藤 豪氏

2020 年 10 月 5 日にオムニバス法案（通称雇用創出法）が議会で可決されました。可決後に 5 回もの草案の修正があったり、各草案でページ数が大きく変わっていたり、大規模デモが行われたり、立法プロセスの違憲性が唱えられたり。。と、インドネシアでは毎度のことながら紆余曲折あったわけですが、11 月 2 日に正式に施行されています。条文の多くの箇所、「大統領令にて別途定めるものとする」などとされており、まだ明確な解釈指針が出ていないことから、さらなる政府発表が待たれますが、現時点で法案から読み取れる点やビジネスに直結する点について、見ていきたいと思っています。

もともと Omnibus は「すべてのひと、もの」を意味するラテン語で、オムニバス法とはいくつかの法案を 1 つの新しい法案としてまとめる、といった意味があります。インドネシア大統領のジョコ・ウィドドのお墨付きで草案が作成されたわけですが、これには主に 2 つの意義があったと考えます。

第一に、法令間の不整合の解消という目的です。インドネシアは、世界で最も法令数が多い国の 1 つとされており、法令間の多くの矛盾が指摘されていました。オランダ統治時代に起草された民法典を引き継いでおり、そこに独立後の法令や、州ごとに制定することが認められているイスラム法などが乗っかっているためですが、誰の目からみても矛盾している法令も多くありました。第二の意義として後述する通り、「雇用創出」という目的でまとめられた 79 法案に限られるものの、今回の改正である程度矛盾は解消されたように思います。

第二に、規制緩和によって、外国直接投資を誘致し、雇用を創出するための目的です。特に退職金などの制度改正について、一部は労働者に不利と思われる変更があったものの、ジョコ大統領は、全体としてはこの雇用創出を力説しています。このオムニバス法案によってまとめられた法律は、この目的に沿っているものになります。

オムニバス法は、79 にのぼる法律を改正しまとめたものですが、今回はそのなかでもビジネスに直結し、関心が高いと思われる労働法、付加価値税法、所得税法の 3 つを見ていきたいと思っています。

（１）労働法

労働法改正では、退職金に関する部分の影響は中でも大きいものと思います。細かな論点は割愛しますが、改正前では最大で 32 カ月でした（24 年以上勤務の場合）が、これが最大で 19 カ月に変更になりました。しかし、以下に述べるその他の労働法の改正についても同様にいえることですが、現状の就業規則は現在の従業員に対しては引き続き有効である解釈されています。多くの企業は、改正前の労働法通りの退職金計算のテーブルを就業規則に盛り込んでいます。したがって、今回の労働法改正に伴って就業規則を変更するまでに、既に在籍している従業員に対しては、改正前の計算が適用されると考えられます。これにより、会計上の退職給付引当金の計算も、即座に影響を受ける企業は少ないものと思います。

有期雇用やアウトソーシングについても、規制が緩和されました。有期雇用については、もともと延長と更新を繰り返しても最大 5 年であり、5 年目以降は正社員として雇用する必要がありましたが、同期間の定めがなくなりました。ただし、有期雇用として雇えるのは、「固定的ではない性質の業務に限る」とされており、つまり季節的な労働や、プロジェクト型の雇用に限られるというこ

となります。これは改正前とほとんど同様の条件になります。

また、アウトソーシングについては、清掃業務・ドライバー・バックオフィス業務など、本業のビジネスにとって付随的・補足的な業務に限られていました。したがって厳密には本業のアウトソーシングは禁止されていると解釈されていましたが、それが廃止されました。したがって、本業に関連するようなアウトソーシングも可能になっています。

残業時間については、最長一日3時間、週14時間まででしたが、最長一日4時間、週18時間までに改正されました。インドネシア人は嫌がるでしょうが、経営に柔軟性をあたえ、可処分所得を引き上げる効果があると思います。

前述の通り、就業規則を改訂するまでは、現状の就業規則は現在の従業員に対しては有効であると解されています。このあたりの細則は政府からの発表を待たれるところですが、今後多くの企業が就業規則の改正の必要性に迫られると思われます。入社日によって、社内に不平等が生まれる可能性があり、慎重な対応が望まれます。この点は弁護士やコンサルタントに相談しつつ進められるのがよろしいかと思います。

（２）付加価値（VAT）税法

付加価値税法については、少々マニアックな論点ではありますが、大きな影響を受ける企業は少ないと思います。

インドネシアでは法人設立後に VAT 課税事業者登録（PKP）をしますが、PKP を取得できるまでに時間がかかることがあり、その間に VAT 課税対象の商品・サービスを支払うことがあります。いままでは、PKP 取得前の VAT を仕入税額控除として

使用することができませんでした。また、製造業などにおいては、法人設立から実際の稼働まで場合によっては数年かかることもあります。最初の売上を計上するまでに発生した VAT については、仕入税額控除として使用することができませんでした。本改正により、これらの VAT は使用できるようになっています。これは場合によっては数千～億円単位のインパクトがあり得ると思います。

また、税務調査中に VAT 申告をしていなかったことが判明した VAT-IN や、税務調査の結果、追徴課税した VAT（特に、海外からのサービス輸入にかかるリバースチャージ等）について、仕入税額控除として使用することができませんでした。本改正により使用できるようになっています。普通に考えれば、会社側の過失とはいえ、これらを使用できないと2重に追徴されていることと同じであり、当たり前の措置といえます。

（３）所得税法

所得税法については、全世界所得課税に関する改正が注目されているようですが、実のところ日本人には全く影響がないと考えられます。もともと、所得税法上の課税所得の範囲が、国内源泉所得のみなのか、国外源泉所得まで含んでしまうのかが明確になっていませんでした。これがインドネシアの課税システムが全世界所得課税（ワールドワイドシステム）といわれる所以ですが、もともとインドネシア当局は、国外源泉所得まで含める意図はなかったように思います。今回の改正により、国内源泉所得のみ課税される、いわゆる源泉地国課税システムと解釈できるように条文が修正されています。ここでいう国内源泉とは、「どこで所得が発生したか」であり、実際に所得を受領する場所は問われません。インドネシアで勤務した対価を、日本でもらおうと、インドネシアで課税されることには変わりありません。

この点は、すでに日・イ租税条約上で明らかになっている点であり、国内法より租税条約が優先しますので、本改正は影響がないと考えて問題ありません。

以上

◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E.3.3
Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta Selatan
12950

Eメール：go-kato@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・
労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/
ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディー
デリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に 150 社ほど導
入いただいている「Bridge Note」は、入力が平
易な多言語のクラウド会計システムです。会計
業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお
考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入が
でき、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下が
ります！

タイ税務の最新情報

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)よりタイ税法の最新情報をお届けいたします。

◆勅令 710 号：自動制御機械設備、及びそれら機械設備に接続するためのソフトウェアの購入に対する所得控除について

勅令第 710 号により、2019 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までに実際に支払った自動制御機械設備、及びそれら機械設備に接続するためのソフトウェアの購入に対して実際に支払った額の 100%の所得控除が認められます。

以下の条件を満たした機械設備、及びソフトウェアのみ控除対象となります。

1. 当局が指定する機関が認定した自動化システムへの投資プロジェクトに準拠した機械・コンピュータプログラムであること。
2. 未使用の状態であること。
3. 機械及びコンピュータは減価償却を費用として計上することが可能で、2020 年 12 月 31 日までに使用可能な状態になっていること。
4. タイ国内に所在していること。
5. 歳入法典に基づいて発行されたその他の税規定に定める税務恩典や BOI 恩典の対象ではないこと。
6. 本税務恩典を利用する法人は、投資事業計画および支払計画を作成し、歳入局長が定める基準、条件および期間に従い、歳入局長に報告を行う義務がある。

■歳入局長通達（第 391 号）の施行について

1. 2019 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までに実施された契約書、発注書、作業指示書から生じる費用。
2. 資産、機械及びコンピュータは、タイ-ドイツ設備機構による認証を受けていること。
<https://www.tgi.or.th/>
3. 65 条 2 項により、減価償却を開始した会計年度から連続した 5 会計期間の免税恩典を施行できる。
4. 歳入局長通達（第 391 号）により、資産の詳細を示す資料を作成し、投資事業計画および支払計画を 2021 年 5 月 31 日以内に歳入局のウェブサイトで報告する必要があります。（現在、当該所得控除に関する当局のウェブサイト更新待ちとなります。）

詳細につきましては以下リンク（タイ語）をご参照の程、お願い致します。

勅令 710 号:

https://www.rd.go.th/publish/fileadmin/user_upload/kormor/newlaw/dc710.pdf

歳入局長通達 391 号 :

http://www.rd.go.th/fileadmin/user_upload/kormor/newlaw/dg391.pdf

◆勅令 711 号：高度技術者に対する給与の所得控除について

勅令 711 号により、科学、技術、工学、数学（頭字語：STEM）に関する高度な技術を持つ従業員に給与を支払う場合、対象となる企業は 2019 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までに実際に支払われた給与相当額の 50%の所得控除が可能になります。但し、所得控除額は 10 万バーツを超えない範囲と

なります。

条件は以下の通りです。

1. 歳入局長が定める科学、技術、工学、数学（頭字語：STEM）に関する高度技術者であることが認定され、該当する職位で就業していること。
2. 対象となる社員は 2019 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日の間に締結した雇用契約により就業を開始していること。
3. 対象期間（2019 年 1 月 1 日～12 月 31 日）以前の過去 1 年間において、従業員として在籍していないこと。

■歳入局長は歳入局長通達第 392 号にて詳細を公示しました。

1. 2019 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日の間に就労契約、及び就業を開始した従業員であること。
2. 対象となる従業員はタイ教育省の高等教育管轄機関から科学、技術、工学、数学（頭字語：STEM）に分野における高度技術者であると認定されていること。
<https://www.nxpo.or.th/th/>
3. 対象となる従業員はタイ教育省の高等教育管轄機関から認定を受けた職位で就業していること。
4. 企業は高度技術者を雇用しているという報告書を年次法人税申告書 PND.50 とともに提出すること。

詳細については、以下リンク（タイ語）をご参照ください。

勅令 711 号：

https://www.rd.go.th/publish/fileadmin/user_upload/kormor/newlaw/dc711.pdf

歳入局長通達第 392 号：

http://www.rd.go.th/fileadmin/user_upload/kormor/newlaw/dg392.pdf

◆勅令 712 号：高度スキル教育（科学、技術、工学、数学（頭字語：STEM）の分野）に関する研修費用の所得控除について

勅令 712 号に基づき、2019 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日の期間中に、従業員が高度スキル習得するために会社が支払った研修費用（但し科学、技術、工学、数学（頭字語：STEM）の分野に限る）につき、研修費用の 150%相当額の所得控除を受けることができます。

条件は以下の通りです。

1. 歳入局長が定める国の機関によって認められたカリキュラムを有する研修課程でなければならない。
2. 歳入法典に基づいて発行されたその他の税規定に定める税務恩典や B0I の免税恩典を受けている場合は対象外となります。

■歳入局長通達第 393 号に関する歳入局長の通知

1. 研修課程は教育省の高等教育管轄機関により、認定されていること。
<https://www.nxpo.or.th/th/>
2. 2020 年 12 月 31 日までに研修課程が開始されていること。

3. 事業の利益になる研修課程であること。
4. 法人は他の研修課程に関する特別な免税恩典を行使していないこと。

詳細については、以下リンク（タイ語）をご参照の程、お願い致します。

勅令 712 号：

https://www.rd.go.th/publish/fileadmin/user_upload/kormor/newlaw/dc712.pdf

歳入局長通達第 393 号：

http://www.rd.go.th/fileadmin/user_upload/kormor/newlaw/dg393.pdf

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監査までワンストップでサービス提供しており、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては最大規模で運営しております。

－お問い合わせ先－

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

【所在地】

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana,
Bangkok 10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>

インドの財務報告にかかる内部統制

MBG コーポレートサービス

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

エグゼクティブダイレクター 山根 亜紀子氏

“在宅勤務制度”がニューノーマルとして普及する中、外部からのデータへのアクセスや文書管理など、今まで見落としていた潜在的リスクに改めて気づかされた企業も多くあるのではないのでしょうか。特にシステムの利用に関する適切なアクセス管理や、支払いにかかるプロセスなど、健全な企業の運営に求められる内部統制制度の構築について、再度見直しを行う企業も増えています。

内部統制制度については、日本でも企業の健全な運営と、利益の追求や社会貢献に対する企業目的を達成するため、各社による導入が進められています。インドでも2013年の会社法改正のタイミングで財務報告にかかる内部統制制度が導入されて以来、企業による認知度が高まっています。

2013年9月から施行された2013年会社法では、コーポレートガバナンスの強化を目的として、居住者取締役や女性取締役の導入、企業の社会的責任(CSR)の義務化、取締役報告書におけるマネジメントによる説明責任の明確化などが行われました。また、このコーポレートガバナンスの強化の一環として導入されたのが、財務報告にかかる内部統制に対する取締役会および監査人の責任です。会社法第134条5項(e)では、財務報告にかかわる内部統制を「会社の方針の遵守、資産の保全、不正および誤謬の予防および検出、会計記録の正確性および網羅性、信頼性のある財務諸表の適時作成を含む、秩序ある効率的な事業運営を担保するために会社が適用する方針および手続である」と定義されています。その上で、同法第143条3項(i)において、監査人による責任、会社法細則第8条5項では、取締役会による責任について言及し

ています。

- ◆ 監査人による責任：監査報告書において、企業が財務報告にかかわる適切な内部統制制度を保持し、また、その統制が有効に運用されているかどうか言及すること
- ◆ 取締役会による責任：取締役報告書において、財務報告にかかわる内部統制の詳細について言及すること

2013年の新会社法施行時には、財務報告にかかる内部統制の適用対象は上場企業、非上場企業、非公開企業など全ての企業とされていましたが、その後、2015年6月、2017年6月に発行された通達により、当該年度における売上高が5億ルピー以下、または金融機関からの借入金額が2億5千万ルピー以下の非公開企業は除外となりました。一方で、当該年度における売上高が5億ルピー超、または金融機関からの借入金額が2億5千万ルピーを超える非公開企業は、その翌事業年度の監査報告書の中で財務報告にかかわる内部統制について言及されることとなりますので、翌事業年度における制度の構築、および整備・運用が求められます。

尚、インド公認会計士協会は、財務報告にかかわる内部統制の監査についての実務上におけるガイダンスの中で、監査の手続きを大きく①監査計画②整備と導入③運用状況の有効性④監査報告の4段階に分けています。当該ガイダンスはあくまでも、監査人のための監査手続きのガイダンスではありますが、企業が財務報告にかかわる内部統制を整備・運用する上でも参考になります。

また、日本における内部統制制度、およびインドの財務報告にかかる内部統制制度は、いずれも米国のCOSOフレームワークやSOX法をベースに制度を構築していることから、内部統制の構成要素

や目的の考え方、評価における整備状況と運用状況という分け方、文書化において要求される３点セット「業務記述書」「フローチャート」「リスクコントロールマトリックス（RCM）」といった制度の枠組みは非常に類似しています。

- ◆ 業務記述書：業務内容を文章にして可視化したもの
- ◆ フローチャート：業務のプロセスを図式し可視化したもの
- ◆ RCM：業務におけるリスクと、そのリスクに対応するコントロールについて対応表にしたもの

内部統制制度は企業に浸透する風土や思考文化、モラルのあり方、情報管理、各業務やコンプライアンスに至るまで、企業に存在する全てのルールや仕組みを指します。この仕組みは国境を超えて共通しており、不正を排除し、コーポレートガバナンスを強化することで企業の健全性を保つ取り組みはインドでも重要性が高まっています。

MBG コーポレートサービス

（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

MBG コーポレートサービスはシンガポールをグローバル本社とするコンサルティンググループです。シンガポールを始め、インド、日本（東京）、中国（北京）、ドイツ（シュツツツガルト）、UAEに現地法人または事務所を構えています。

当グループは、多国籍企業のお客様、日本企業でインドやUAEなどの日本国外に進出されているお客様に対して、市場調査、現地法人設立、会計業務、給与計算業務、税金計算業務、財務報告、人事労務管理、各種申告サポート、その他関連するバックオフィスサービス、海外投資へのアドバイス、M&Aにかかるサポート等を行います。

お問い合わせは以下よりお願いいたします。

メール：info@mbgcorp.com

ウェブサイト：www.mbgcorp.com

移転価格新制度「サーチャージについて」＜マレーシア＞

Kato Business Advisory

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Managing Director 加藤 芳之氏

(日本国公認会計士)

＜ポイント＞

- ・ 移転価格税制においても重要な改正案
- ・ 5%のサーチャージや、文書未提出に対するペナルティ新設

＜移転価格－サーチャージ＞

N子：加藤さん。前は2021年度予算案に絡む税制改正案について、概要をお話し頂きましたが、今日から個別に詳細をお話し頂けるんですね。

加藤：はい、そうですね。

N子：まず、何からお話し頂けるんですか？

加藤：はい。前は予算案が発表されてすぐの情報だったんですが、その時にはなかった情報で極めて重要な情報が出ましたので、いきなりその話をしようかなと。。

N子：前回の概要に出てなかったお話ですか？

加藤：そうです。そうです。移転価格の情報なんです。。

N子：おっ、久々に移転価格のお話ですね。

加藤：そうなんです。結構重要な改正案が出まして。。

N子：ほう。どんなんですか？

加藤：はい。3つ有るんですが、まずは5%のサーチャージの話です。

N子：サーチャージですか？

加藤：はい。例えば、移転価格監査を受け、何らかの修正が入ったとしますね。例えば、利益が海外に移転したという事で、1Milの修正（所得（利益）への加算）が行われたとします。

N子：はい。

加藤：この会社が儲かってる会社さんで、税金をバンバン払ってる会社であれば、普通に1Milに税率をかけて、プラスでペナルティが取られますね？

N子：はい。

加藤：だけど、これが儲かってない会社で、過去からの繰越欠損金に十分有る、例えば5Mil有るとしましょう。

N子：はい。

加藤：その場合、1Mil加算されても、まだ過去の損失がたっぷり有る訳ですから、結果的に追徴税金は発生しませんし、ペナルティも発生しません。

N子：へえー。そういうもんなんですね。

加藤：今まではね。

N子：それが変わるんですか？

加藤：そうなんです。今までなら、そういう状態だと追徴税金もペナルティも発生しなかったんですが、今回の改正案では、追徴税金の有無にかかわらず、監査による修正額に対してサーチャージ5%というのが課される事になるんです。

N子：それって、めちゃ影響有るんじゃないですか？

加藤：そうなんです。これは大きな改正で、この影響を受ける日系企業も多いと思います。

N子：なるほど。

加藤：ただ、このサーチャージと、従来のペナルティとの関係など、まだまだ詳細が分かってない部分もありますので、注意が必要です。

N子：はい。

加藤：あと、このサーチャージは、会社にとって、当然、費用というか、損失になりますが、これは損金算入することはできません。

N子：なるほど。

加藤：発効は2021年1月1日の予定ですが、これ

だけではなく、前回ご説明した概要も含め、政治がガタガタしてるので、国会を通るまではご注意ください

N子：なるほど、そうですね。また追々成立したかどうか教えて下さい。

加藤：わかりました。

<移転価格一文書未提出のペナルティ>

加藤：移転価格絡みで、あと2つ重要な改正がありまして、1つは移転価格文書の提出ができない場合のペナルティの新設、もう1つはIRB長官の実態判定の権限を強化するものです。

N子：なるほど。

加藤：また、次回この続きをお話しします。

N子：有難うございました。

Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

マレーシアに1997年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し20年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020年に独立し、現在のKATO BUSINESS ADVISORYを設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9名(2020年11月時点)

【有資格者】6名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせて頂きます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせて頂きます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせて頂きます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務DD対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させて頂きます。

—お問い合わせ先—

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

Tax Administration Law の施行による変化＜ミャンマー＞

Hongo Tsuji Tax & Accounting Myanmar Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

平井 琢磨氏

先月は、ミャンマーにおける SAS（自主申告制度）の開始について寄稿致しました。

今回は、SAS にも関連する法律で、2019 年 10 月に新たに施行された Tax Administration Law について御紹介致します。

Tax Administration Law の施行

2019 年 6 月に Tax Administration Law（以下、TAL）が公表され、同年 10 月 1 日から適用されました。この法律は、下記 5 点を目的としています。

- ① 徴税の効率化
- ② さまざまな税の手続的一貫性の確保
- ③ 納税者の権利と義務の具体化
- ④ 内国歳入局の義務と権限の具体化
- ⑤ より効果的で明確かつ容易な自己申告制度（SAS）への移行

TAL には、無申告や過少申告等の行為に関する罰金が明示されている他、Advance Rulings という納税者にとっての予測可能性の確保に資すると期待される制度が具備されており、ミャンマーの徴税手続きに規律を与えうる法律であると評価できます。

税務当局とのコミュニケーション

TAL では、11 条「Public Rulings」、12 条「Advance Rulings」、34 条「Administrative Review（不服審査）」、35 条「Appeal（税務訴訟）」等の規定が創設されました。

まず、Public Rulings とは、税務行政の一貫性を確保し、税務署職員間での基準を統一するために発する指針であり、日本の税法基本通達や解釈通達と似ています。納税者を拘束するものではありません。

いと述べられている点も日本の通達と似ているところではあります。

次に、Advance Rulings は、日本の「事前照会に対する文書回答手続」と類似するものです。従来から、ミャンマーでは事前に担当税務官に取扱いを確認したり、同意を取り付けたりすることはありましたが、法的拘束力を持つものではありませんでした。TAL によりこれが規定されたことで、税法の細則の整備が不十分なミャンマーにおいては、納税者にとっての税務リスクの予測可能性の確保の一助になると期待されます。さらに、当該事前照会の内容は、照会者が特定されない形で一般に公開することが出来ることも規定されていることから、こうした蓄積も納税者にとっては有用なものになるでしょう。

また、従来から不服申し立ての仕組みはありましたが、税務署による当初査定結果に不満があっても、いったん査定結果どおりに納税をしない限りは不服申し立てができないなど、実質的には形骸化したものでした。TAL により規定された不服審査や税務争訟により一連の手続きが実効性のあるものになり、法的安定性が保たれることが期待されます。

罰則規定の導入

TAL では、無申告、過少申告、不納付等に関する各種罰則について規定されています。

なかでも特徴的なものとして、書類の保管義務違反に関する罰則があります。書類の定義や日数計算の詳細が明確化されていませんが、違反した場合には 1 日当たり 5,000 チャットが罰則として科されると規定されていることから、場合によっては高額な負担を強いられる恐れもあるかと思われます。各種議事録や契約書等を取引の都度、確実に作成し、保存することが重要となるでしょう。

税務調査について

TAL は SAS への移行を念頭に制定されたこともあり、同 25 条では税務調査等についても規定しています。これによると、徴収職員は事前の通知なしに事業所その他の施設に立ち入って調査をすることができるとされています。日頃から、資料等を整備しておくことが重要になるでしょう。また、調査に際して必要な場合には、書類その他の物品を押収することが出来るとされており、返却期間については、調査終了後 14 日以内には返却しなければならないとされています。なお、この調査の対象者は納税者の他、取引先等の第三者も対象としていることから、反面調査のような手法も想定されていると解することができます。

このように、2019 年 10 月から施行された Tax Administration Law は、これまで不明確であったミャンマーの徴税制度における納税者及び課税当局双方の権利や義務を安定させる役割を果たすものです。ところどころ、表現に不明確な点がありますが、徐々に Public Rulings 等を通して取扱いが明確になるものと考えられます。

ただし、本法律の施行は、これまでの OAS (Office assessment System) の下で行われてきた実質的な賦課課税ともいえる推定課税等が直ちに是正されることを意味するものではないでしょう。TAL の 27 条 (d) では、納税者が確定申告で提供した情報以外の情報に基づいて課税当局が課税を行おうとする場合には、その根拠となる情報を示す必要がある旨が規定され、課税当局の義務が示されています。しかし、同 32 条では課税所得を減らす目的で行われたと認められる人為的または架空の取引は、経済的実体に従って取引が行われたものとして引き直すことが出来る旨が規定されており、実質課税原則についての言及がされています。実質課税原則自体は日本の税法にも存在する考え方ですが、課税当局内での方針が安定していない場合には、恣意的な課税の温床になる可能性もあります。法律自体は施行されましたが、人が入れ替

わったわけではありませんので、運用の安定までには一定の時間を要するかもしれません。

SAS の導入は多くの外資系企業が望んでいたものではありますが、現在のミャンマー税法においては、自主申告（及び納付）の根幹となる法律の整備が脆弱なままとなっております。何を基準にどのように経費を否認するかなど、損金算入規定等の基本的規定を整備・明確化しなければ、従来のように課税当局が局内の税収目標だけを追いかける安易な推定課税が繰り返され、SAS に移行した意味さえ問われかねない事態に陥ることも考えられます。

これまでのミャンマーでは、ともすれば、「ミャンマーだから」とか「法律が曖昧だから」とか「税務官が言うから」などとして、法的根拠等が曖昧なまま済まされてきた側面がありました。しかし、曲がりなりにも自主申告制度 (SAS) が導入され、税務調査が想定される以上、納税者としても準備を進めなければなりません。このような状況に対処するために、会計証憑を保存すること、社内規定を整備すること、議事録等はその都度作成することなど、基本的な作業を徹底し、課税当局の主張に対して合理的な抗弁ができるような態勢を整えることが重要になるでしょう。また、不安な点については、専門家等の第三者の意見を仰ぐことをお勧め致します。

Hongo Tsuji Tax & Accounting Myanmar Co., Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

弊社は、業界 No.1 の拠点数で 1 万社超のお客様に対して幅広いサービスを提供している辻・本郷税理士法人の現地法人として、ミャンマーで日系企業様の会計・税務・給与計算等を中心にサービスを展開しています。国際税務専門のスタッフが日緬双方から御社を全力でサポート致します。

—お問い合わせ先—

ta.hirai@ht-tax.or.jp (平井)

国家安全法と Covid-19 と DX（デジタルトランスフォーメーション） ＜香港＞

香港マイツビジネスコンサルティング

米国公認会計士 宮本 一氏

香港に対するイメージはいかがでしょうか？香港で国家安全法が施行されてから 4 ヶ月が経過しました。7 月 1 日に施行されて以降、お客様から「香港での香港法人の運営にリスクはないのか」との問い合わせが相次ぎましたが、9 月以降は国家安全法関連のお問い合わせはほぼなくなりました。日本を含め海外のメディアも香港の国家安全法の取り扱いも日に日に小さくなり、それに連れて人々の関心が薄れて来たのも事実です。

しかしクライアント側からみるとこの国家安全法絡みの問題は今すぐ何らかのリスクは顕在化しそうにはないが、問題を考えずに置いておくわけにもいかないというのが本音だと考えられます。

ニュースでは一部分のみが切り取られて報道されており、リアルの街の姿が必ずしも伝わっていないかもしれません。まず、事実として、法律により今までに 30 名超の方が逮捕されています。また最近ではアグネス・チョウを始め民主化運動を先導した方たちに 1 年前後の実刑判決が下りました。その他にも中国政府の直接の出先機関が設立されたり、教科書の内容から 2014 年の雨傘運動が削除されたり、少しずつ変わっているところは確かに存在しています。一方で香港の利点である、通信の自由（中央政府批判以外）や金融の自由は健在です。一時期は香港ドルの価値が暴落するのではという噂もありました。今年は数多くの IPO が実施されている関係もあり、対 USD の為替レートは香港ドル高側の限度いっぱい張り付いており、通貨の安定性も今のところは不変です。街も平和を取り戻していますし、この 2 点が脅かされ

ない限りは当面のビジネス活動においては大きな支障は無いものと思われます。

最近の日系企業様の動きと DX 化

昨年の民主化デモに続き、今年の Covid-19 と通常のビジネス活動に支障をきたす問題が発生しています。弊社のクライアント様も当初は収まるのを見守るという事で、お客様からの問い合わせも少なく静かでしたが、最近はいつまでも待ってられないという事で、今の世相に対応したビジネス対応を検討されるお客様が増えてきました。今までの当たり前が当たり前で無くなった状況において、その業務は本当に必要か。もっと良い方法は無いのかを見つめ直す良い機会になったと個人的に感じています。

本記事の執筆時（2020 年 11 月末）において、コロナの第 4 波が広がり始めており、公務員に対して在宅勤務が導入される事が決定しました。今年に入って 3 回目の規制強化となります。

在宅勤務を導入する際にネックになっている事の 1 つが経理業務です。紙の決済が残っている場合や、会計ソフトがオフィスにある PC にインストールされているので、会社の PC からでしか操作できない。などの問題を抱えている企業様もかなりの数あるように思われます。大企業向けは SAP などの世界的なソフトがありますが、中小企業にはなかなか高額で手が出せないという問題がありました。

日本でも中小企業向けに Freee やマネーフォワードなどのクラウド会計ソフトが徐々に浸透し始めている様に、香港でもアメリカ系の Quick books やニュージーランド系の Xero というソフトが徐々に浸透してきています。弊社では会計業務のクラウド化および付随する業務の効率化のアドバイスも行っていますので、在香港の日系企業にとってどのようなメリット、デメリットがあるかをお伝えしたいと思います。

クラウドソフトのメリット

- (1) 会計業務のクラウド化を行う事で作業の場所の制約から解放される。
- (2) データ連携により情報の反映や仕訳が簡単にできる。
- (3) 日本の経理担当者もアクセスする事でリアルタイムで会社の財務状況が把握できる。
- (4) 別企業のサービスを連携させる事で、その企業の業務内容に併せてカスタマイズする事が出来る。
- (5) システムが常に最新の状態にアップデートされ続ける。
- (6) バックアップの手間がかからない

最近の事例では 10 名規模の香港法人（繊維系貿易業）に 20 年来勤められていた会計スタッフの退職に伴い、古くなっていた業務フローを全て見直したいというご相談を頂きました。

日系現地法人で良くあるお話ですが、駐在員は数年で入れ替わる上に言語の問題がある為、長く働いている経理スタッフの業務や過去の情報がブラックボックスになってしまい、怖くて触れないという状況になっているご相談を度々お聞き致します。

そこで、会計のクラウド化のみならず、その方が行っていた人事や給与計算などの付属ソフトも併せて導入いただき、今までエクセル管理だったもののクラウド上で一元管理できる仕組みを構築いたしました。専門的な月次記帳部分はアウトソーシングする事により、高度なスキルを持った 2 名体制で行っていた作業を、事務員 1 名でも回せるようになり、大幅なコスト削減に成功されました。

その他に現在は販売管理などの業務システムも移行される事を検討されています。

クラウドソフトのデメリット

- (1) 操作性がパッケージ型会計ソフトに劣る
現在主流のソフトは Quick books と Xero ですが、いずれも効率化の部分に主眼が置かれている為、専門的な経理担当者から見ると、まれに使い辛いと感じる部分があります。
- (2) 導入には併せて業務フローの最適化も必要
また付属のソフトも既存の業務を完璧に移行できるとは限らない為、オペレーションの見直しを同時に行わないと、ただ作業工程が増えてしまったという事になり兼ねません。承認権限がある人間がキッチリと業務の棚卸をする必要があります。
- (3) 通信環境に依存する
ネット環境に依存する為、回線状況によってはページ読込みに大きな時間を要する場合があります。快適に操作できるかに関しては、現時点ではやはりパッケージ型会計ソフトに軍配が上がります。
- (4) セキュリティを強化しなければならない
では何のセキュリティを強化しなければならないのか？それは導入するユーザー企業の内部セキュリティです。クラウド会計ソフトを使用する上で必要なのはインターネット環境と PC、として ID とパスワードです。万が一 ID とパスワードが漏れてしまったら外部から簡単にアクセスされてしまうでしょう。そしてこうした漏洩はベンダーサイドからというよりも、むしろユーザー企業サイドからの方がリスクが高いと言えます。

メリットデメリットはそれぞれございますが、特に少ない人数で現地法人を回されていてバックオフィス業務に人員を割く余裕の少ない企業様にとっては、バックオフィス業務の効率化と透明化は非常に強力なツールになるのは間違いありません。

香港マイツビジネスコンサルティング（マイツグループ）

香港マイツは、香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

マイツグループは、日本国内に3拠点（東京、大阪、京都）、中国全土に10拠点（上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港）を展開しており、現地スタッフ350名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

－お問い合わせ先－

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon, Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

U R L : <http://www.myts.co.jp>

韓国駐在員日記

スターシア

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

公認会計士 公認不正検査士

申原 侑祐（ノブハラ ユウスケ）氏

日本でもニュースになっていたのご存知かと思いますが、サムソングループ会長である李健熙（イ・ゴンヒ）会長が10月25日に亡くなりました。ご冥福をお祈り致します。

日本や韓国だけではなく、世界でもサムソングループや李健熙会長の功績は有名ではないかと思えます。またサムソングループの売上は、韓国のGDPの20%程度を占めると言われており、そのグループ会長の相続税についても過去最大の金額になると、韓国で話題となっております。

日本と韓国を含むアジア及び世界の経済の発展に貢献された李健熙会長及びサムソングループの功績をご紹介します、韓国の相続税の制度も簡単に触れながら李健熙会長の相続税に関してお話しします。

1. 李健熙会長の経歴及び功績

李健熙会長は、サムソングループを創業した李秉喆氏の三男として1942年に生まれ、早稲田大学にも留学し、創業者である李秉喆氏の死去に伴い、1987年に2代目会長に就任しました。

サムソングループ創業50周年になる1988年にサムソンの第2創業を宣言して、人間中心・技術重視・自律経営・社会貢献を経営の軸として世界超一流企業となることをグループの21世紀ビジョンに定めました。改革を進めるため「嫁と子供以外はすべて変えろ」とおっしゃった李健熙会長の言葉は、ご存知の方も多いのではないかと思います。

現在では、サムソンのグループの企業のうち、16社が上場しており、グループ会社の中核であるサムソン電子の2020年9月末の第3四半期(累計)の実績は、売上175兆ウォン(前年同期比2.7%増)、営業利益26兆ウォン(前年同期比30.7%増)となっており、現時点での時価総額は、458兆ウォンほどの規模となっております。サムソングループをグローバルに競争できる企業集団に成長させた李健熙会長の功績は、世界中で評価されております。

2. 韓国の相続税について

簡単に韓国の相続税について、日本の相続税と比較する形でご紹介致します。韓国の相続税の大まかな計算方法は、日本の相続税と基本的には同じとなります。相続財産を評価し、各種控除項目を適用し、課税標準を計算後、税率を乗算して税額を算出します。また外国税額控除のような税額控除も適用可能です。

相違点としては、相続税の納付期間が韓国は、相続開始の日が属する月の末日から6ヶ月以内（被相続人が非居住者の場合は、9ヶ月以内）となっており、日本より短くなっている点（日本の場合は、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内）や課税方式が申告納税方式ではなく、賦課課税方式となっている点です。但し、賦課課税方式となってはおりますが、1次的には納税義務者が申告した上で、その内容を課税官庁が確認した後、これを決定することで確定する流れとなります。そのため相続税については、相続税の申告期限後、約4ヶ月から6ヶ月以内に、課税官庁より税務調査の通知が行われ、その通知後、3ヶ月から6ヶ月間の期間にわたり税務調査が行われます。

また一番重要な相続税率ですが、両国ともに累進課税となっており、最大税率は、日本が55%、

韓国が 50%となっており、最高税率は日本の方が高く設定されております。

【日本の相続税率】

課税標準	税率
1 千万円以下	課税標準×10%
1 千万円超 ～3 千万円以下	課税標準×15% - 50 万ウォン
3 千万円超 ～5 千万円以下	課税標準×20% - 200 万ウォン
5 千万円超 ～1 億円以下	課税標準×30% - 700 万ウォン
1 億円超 ～2 億円以下	課税標準×40% - 1,700 万ウォン
2 億円超 ～3 億円以下	課税標準×45% - 2,700 万ウォン
3 億円超 ～6 億円以下	課税標準×50% - 4,200 万ウォン
6 億円超	課税標準×55% - 7,200 万ウォン

【韓国の相続税率】

課税標準	税率
1 億ウォン以下	課税標準×10%
1 億ウォン超 ～5 億ウォン以下	課税標準×20% - 1 千万ウォン
5 億ウォン超 ～10 億ウォン以下	課税標準×30% - 6 千万ウォン
10 億ウォン超 ～30 億ウォン以下	課税標準×40% - 1 億 6 千万ウォン
30 億ウォン超	課税標準×50% - 4 億 6 千万ウォン

3. 李健熙会長の相続税

李健熙会長の個人財産は、公開されておられませんので、全ての財産を把握することはできませんが、主要な上場株式の持分だけでも 10 月 26 日の時価を基準にすると約 18 兆ウォン程度と言われております。上でご紹介しました通り課税標準が 30 億ウォンを超える場合、最高税率の 50%が適用

されます。また大株主に対する株式評価の 20%の割増適用もあるため、株式に対しては、実質的には、60%の税率が課税される結果となるので、10 兆ウォン程度の相続税が発生することとなります。株式以外の財産も当然にあるかと思いますが、各種控除項目もありますが、株式に対する相続税のインパクトが強すぎて、控除を適用しても影響はほとんどないと思います。

10 兆ウォンを超える相続税をどのように準備するのか気になるころではありますが、韓国では、相続税を納税するためにサムソングループの配当が増えるのではないかと、または延滞税を払いながら、分割で納めるしかないのではないかなど、様々な噂が流れています。事前に相続対策も行われているかと思いますが、対策してどうにかできる規模ではないですね。

改めて、李健熙会長及びサムソングループの凄さがよくわかるかと思います。

スターシアグループ

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

日韓に拠点を置き、日本企業の韓国進出及び韓国企業の日本進出と、日韓双方向の進出支援を行っております。

主な業務として日韓の拠点設立及びセットアップ支援、設立後の会計税務顧問、税務サービス、FAS 業務、日韓 M&A アドバイザリー業務等を日系企業及び韓国企業に提供しております。

スターシアグループ

URL: <http://www.starsia.co.jp/>

問い合わせ先: info@starsia.co.jp



2021年 中国の休日

株式会社中国銀行 上海駐在員事務所

中国国務院が2021年の休日を発表しました。

中国の祝日は、①元旦（新暦1/1）②春節（旧正月，旧暦1/1～3）③清明節（春分から15日目，新暦4/5前後）④労働節（メーデー，新暦5/1）⑤端午節（旧暦5/5）⑥中秋節（旧暦8/15）⑦国慶節（建国記念日，新暦10/1～3）で、合わせて11日となっています。

中国では、法定休日にかからぬ前後の土曜・日曜日の公休日と振替える政策をとっており、長期休暇前後には土日出勤が発生する場合があります。来年の休日は次のとおりです。

① 元旦休暇

火	水	木	金	土	日	月
12/29 出勤	12/30 出勤	12/31 出勤	1/1 法定休日	1/2 休日	1/3 休日	1/4 出勤

② 春節休暇

日	月	火	水	木	金	土
2/7 振替出勤	2/8 出勤	2/9 出勤	2/10 出勤	2/11 振替休日	2/12 法定休日	2/13 法定休日
2/14 法定休日	2/15 振替休日	2/16 振替休日	2/17 振替休日	2/18 出勤	2/19 出勤	2/20 振替出勤

③ 清明節休暇

日	月	火	水	木	金	土
3/28 休日	3/29 出勤	3/30 出勤	3/31 出勤	4/1 出勤	4/2 出勤	4/3 休日
4/4 法定休日	4/5 振替休日	4/6 出勤	4/7 出勤	4/8 出勤	4/9 出勤	4/10 休日

④ 労働節休暇

日	月	火	水	木	金	土
4/25 振替出勤	4/26 出勤	4/27 出勤	4/28 出勤	4/29 出勤	4/30 出勤	5/1 法定休日
5/2 休日	5/3 振替休日	5/4 振替休日	5/5 振替休日	5/6 出勤	5/7 出勤	5/8 振替出勤



⑤ 端午節休暇

金	土	日	月	火	水	木
6/11 出勤	6/12 休日	6/13 休日	6/14 法定休日	6/15 出勤	6/16 出勤	6/17 出勤

⑥ 中秋節休暇

日	月	火	水	木	金	土
9/12 休日	9/13 出勤	9/14 出勤	9/15 出勤	9/16 出勤	9/17 出勤	9/18 振替出勤
9/19 休日	9/20 振替休日	9/21 法定休日	9/22 出勤	9/23 出勤	9/24 出勤	9/25 休日

⑦ 国慶節休暇

日	月	火	水	木	金	土
9/26 振替出勤	9/27 出勤	9/28 出勤	9/29 出勤	9/30 出勤	10/1 法定休日	10/2 法定休日
10/3 法定休日	10/4 振替休日	10/5 振替休日	10/6 振替休日	10/7 振替休日	10/8 出勤	10/9 振替出勤

なお、上記の休日カレンダーは2020年11月27日時点のものであり、今後追加・変更される場合があります。

以 上

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・電子メールアドレスや届出住所に変更があった場合は、速やかにご連絡ください。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店または上海駐在員事務所までお願い致します。

株式会社中国銀行上海駐在員事務所

電 話：国番号86－21－6275－1988

FAX：国番号86－21－6275－1989

Eメール：cbk_sh@fr-chugin.jp